



# 住民のみなさまからの「歳末たすけあい募金」

## を通じて助成いたします！！



歳末たすけあい募金から各種助成の申請を受け付けます。

申請内容を助成調査委員会にて審議の上決定し、申請者に通知いたします。

決定内容についてのお問い合わせには、お答えはできませんのでご承知おきください。

**なお、募金の実績額によって、助成金額が増減する場合がありますのでご了承ください。**

申請場所： 愛荘町社会福祉協議会 愛知川事務所（福祉センター 愛の郷内）  
秦荘事務所（福祉センターラポール秦荘 いきいきセンター内）

窓口にて申請書をお渡しします。

### ひとり親家庭子ども学習支援助成【申請期限：令和4年11月18日(金)まで】

生計状況が苦しいひとり親家庭の 下記の要件に該当する子どもたちへ  
2,000円程度の図書カードを助成します。

下記の要件1と2を **どちらも** 満たす方は**必要書類**を添えて申請してください。

**申請は保護者様より**お願いいたします。

なお、この助成については、裏面の**町内世帯助成 (1) 低所得世帯助成 ③ひとり親世帯**と重複しての申請は可能です。



要件内容		添付書類
要件1	児童扶養手当を受給していること	児童扶養手当証書の写し
要件2	小学校4年生～中学校3年生の子どもが世帯にいること	生徒手帳など児童の在籍中の学校の学年がわかる書類の写し

### 年末清掃支援助成【申請期限：令和4年11月18日(金)まで】

年末の清掃が難しい下記の世帯に対し、  
「1階部分の窓・網戸のそうじ」や「家屋内外の片付け」の支援を行います。

下記の要件1～3の **いずれかを** 満たす方は**必要書類**を添えて申請してください。

世帯の状況について担当の民生委員・児童委員に確認させていただきます。

決定者には 10,000円程度の利用券をお渡しします。

利用券の**上限を超える活動については自己負担**となります。



要件内容		添付書類
要件1	町内に子供がおられない75歳以上の高齢者のみの世帯	—
要件2	世帯主が障害者手帳（身体障害者手帳1級・療育手帳A・精神障害者手帳1級）を所持している世帯	障害者手帳の写し
要件3	75歳以上の高齢者以外の世帯員全員が、障害者手帳（身体障害者手帳1級・療育手帳A・精神障害者手帳1級）を所持しており、在宅において常時看護を必要とする世帯	障害者手帳の写し

# 【 町内世帯助成 】



- ※ 原則、愛荘町内に1年以上居住していること
- ※ (1) (2) の重複は認められません。
- ※ 申請は愛荘町社協または民生委員・児童委員を通じてお願いします。

## (1) 低所得世帯助成 【 申請期限：令和4年11月4日(金)まで 】

住民税非課税世帯で、下記の福祉的課題を抱えている世帯に対し、お一人あたり現金5,000円程度を助成します。(1世帯の助成上限は3人分とします。)

①75歳以上のひとり暮らし高齢者世帯 ②世帯員に障害者手帳を所持している者がいる世帯  
③ひとり親世帯 ④生活保護に準ずる世帯(病気や失業などにより生計に困っている世帯)

下記の要件1と2を どちらも 満たす方は、本人確認できるもの(運転免許証・マイナンバーカードなど)の写しと必要書類を添えて申請してください。ただし、生活保護受給世帯は対象外となります。

要件内容		添付書類	
要件1	世帯員全員が住民税非課税	所得のある18歳以上の世帯員全員分の課税証明書	
要件2	①～④のいずれかの福祉的課題を抱えている	①75歳以上のひとり暮らし高齢者世帯	住民票
		②世帯員に障害者手帳を所持している者がいる世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳のいずれかの写し
		③ひとり親世帯	児童扶養手当証書、遺族年金証書、福祉医療費助成受給券のいずれかの写し
		④生活保護に準ずる世帯	自己申告書

※④生活保護に準ずる世帯の収入の目安は、「世帯の生計中心者の月収が概ね6万円以下」とします。各種年金や手当は月収に含めます。

## (2) 老老介護世帯支援助成 【 申請期限：令和4年11月18日(金)まで 】

75歳以上の高齢者のみの世帯で、老老介護をされている介護者に対し、現金10,000円程度を助成します。



下記の要件1と2を どちらも 満たす方は、申請書を提出してください。ただし、同じ自治会内に子どもが居住されている場合は対象外とします。(※大字愛知川については各総代区域)

なお、申請者の世帯の状況や介護保険サービス利用状況を担当の民生委員・児童委員とケアマネジャーへ確認させていただきます。

要件内容	
要件1	75歳以上の高齢者のみで構成された世帯であること
要件2	介護保険サービスを利用されている方が世帯にいること(要介護1～5)

【申請場所・お問合せ】 社会福祉法人 愛荘町社会福祉協議会

愛知川事務所 (愛荘町市731 愛の郷内) 電話42-7170

秦荘事務所 (愛荘町安孫子1216-1 いきいきセンター内) 電話37-8063

